



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン リ ツ  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 三 浦 康 英  
役 職 氏 名 社 長 執 行 役 員  
(コード番号：9366 東証一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 員 田 中 光 晴  
電 話 番 号 0 3 - 3 4 7 1 - 0 0 1 1 (代表)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定に関する議案を、平成28年6月21日開催予定の当社第71期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 議案提案の理由

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、業績達成の度合いに基づき、ストックオプションとしての新株予約権を報酬として割り当てることについてご承認をお願いするものであります。

#### 2. スtockオプションとしての新株予約権の具体的な内容

##### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役（監査等委員であるものを除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数 433 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として新株予約権の割当てを受けた日の翌日から 3 年を経過する日以降に、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

以 上